

明石市工場緑地のあり方検討会の設置について

工場緑地面積率等の緩和については、これまでも明石商工会議所をはじめとする産業界から市内産業の更なる活性化を図るため、要望を受けているところです。

一方で、緩和については市民の十分な理解が不可欠であることから、工場と周辺的生活環境との調和のための方策等について検討を行う必要があります。

については、このたび、「明石市工場緑地のあり方検討会」を設置し、SDGsの経済・環境・社会の三側面から工場緑地面積率等の緩和について検討を進めます。

1 検討会の概要

(1) 検討テーマ

- ① 工場緑地面積率等の緩和について
- ② 工場と周辺的生活環境との調和に必要な方策について など

(2) 委員（10名）

学識経験者や経済団体、環境団体、市民・地域代表等から構成

役職等		氏名	所属団体等
会長	学識	田端 和彦	兵庫大学 副学長
副会長	学識	花田 眞理子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科 教授
委員	経済	山本 直樹	明石商工会議所
委員	経済	田中 秀和	二見臨海工業団地企業連絡協議会
委員	環境	川島 幸夫	エコウイングあかし
委員	環境	角野 康郎	兵庫水辺ネットワーク
委員	市民・地域	安藤 正博	明石市連合まちづくり協議会
委員	市民・地域	絹川 和之	二見校区まちづくり協議会
委員	市民・地域	柏木 輝恵	明石市教育委員（公募）
委員	市民・地域	岩村 佐栄子	あかしSDGs推進審議会委員（公募）

(3) スケジュール（予定）

2021年1月中を目途に一定の方向付けを行う。

	日程	審議内容
第1回	2020年12月24日	緑地率等の現状と課題整理について
第2回	2021年1月14日(予定)	緑地率の緩和と周辺生活環境との調和に必要な方策について
第3回	2021年1月27日(予定)	方向性のとりまとめ

(4) 事務局

政策局（SDGs推進室）

2 今後の対応

検討会での審議結果に応じて、速やかに市民参画手続きのパブリックコメントを実施し、令和3年3月定例市議会に条例案を提案する予定です。

【参考】緑地面積率基準の現状と規制緩和の手続

(1) 規制対象工場

42 社 44 工場（敷地面積 9,000 ㎡、建築面積 3,000 ㎡以上）

(2) 規制の内容と緩和方法

工場立地法による基準は、①工場立地法の地域準則（1997 年(H9)施行）、又は、②地域未来投資促進法（要計画策定）に基づき、市条例を制定することで緩和が可能。

	用途地域	本市の現状	緩和する場合	
		工場立地法 (国の基準)	①工場立地法 (地域準則)	②地域未来 投資促進法
「緑地面積」	工業専用地域 工業地域	20%以上	5%以上	1%以上 (注2)
	準工業地域			10%以上
「環境施設面積」 (注1)	工業専用地域 工業地域	25%以上	10%以上	1%以上 (注2)
	準工業地域			15%以上

(注1) 緑地+緑地以外の環境施設の合計面積

(注2) 南二見人工島などの、住民の生活圏域と明確に区分された区域のみが対象

≪緑地及び環境施設の例≫

環境 施設	緑地	樹木、芝生、 重複緑地（屋上緑化、グラスパーキング等）
	緑地以外の環境施設	運動施設、修景施設（噴水、池、その他）、 雨水浸透施設、太陽光発電施設